

## 「教育の担当者」の運用の変更について

## 広島市火災予防条例（関係条文抜粋）

第54条の2 法第8条に規定する防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）の一部を令第1条の2第3項に規定する防火対象物の所有者、管理者又は占有者から委託を受けて行う者は、防火管理業務に関する教育の担当者を定め、当該担当者に、防火管理業務に従事する者に対する防火管理業務に関する教育を行わせなければならない。

2 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条に規定する防災管理上必要な業務（以下「防災管理業務」という。）の一部を令第46条に規定する防火対象物の所有者、管理者又は占有者から委託を受けて行う者は、防災管理業務に関する教育の担当者を定め、当該担当者に、防災管理業務に従事する者に対する防災管理業務に関する教育を行わせなければならない。

## 1 運用の変更内容

(旧運用)

「教育の担当者」は、防火・防災管理業務の一部を防火対象物の関係者から委託を受けて事業等を行う法人等において、教育指導の立場及び地位を有する者であり、広島県消防長会が実施する防火管理業務に関する教育担当者のための講習会の修了者であること。



(新運用)

「教育の担当者」は、防火・防災管理業務の一部を防火対象物の関係者から委託を受けて事業等を行う法人等において、教育指導の立場及び地位を有する者であり、委託を受ける業務に応じて次表に掲げるいずれかの者であること。

第1項（防火管理業務）	第2項（防災管理業務）
① 消防機関等が実施する防火管理業務に関する教育担当者のための講習会の修了者	① 消防機関等が実施する防災管理業務に関する教育担当者のための講習会の修了者
② 消防法施行令第3条第1項第1号（甲種防火管理者の資格）のいずれかに定める者	② 消防法施行令第47条第1項各号（防災管理者の資格）のいずれかに定める者
③ 消防法施行令第4条の2の8第3項各号（統括管理者の資格）のいずれかに定める者	③ 消防法施行令第4条の2の8第3項各号（統括管理者の資格）のいずれかに定める者

&lt;再講習について&gt;

「教育の担当者」を、消防法施行令第3条第1項第1号イ（甲種防火管理講習修了者）、第4条の2の8第3項第1号（自衛消防業務講習修了者）又は第47条第1項第1号（防災管理講習修了者）に定める者とする場合は、一定期間（各新規講習又は再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内）ごとに、資格に応じた再講習を受講すること。

## 2 運用の開始日

平成30年4月1日